

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9
10

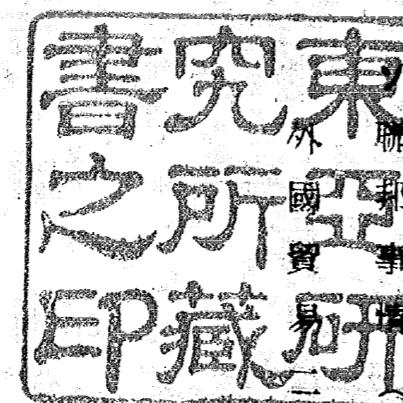
國立公文書館	
分類	(返) (清)
配架番号	3 A
	15
	65 - 17

E
3963

38659

E 3963

K b



三十九
十年要誌及び統計



企畫院調査部

昭和十三年六月廿日

一調 第十二號

一、ソ聯外國貿易二十年間要誌

外國貿易二十年間統計表

（「外國貿易」誌一九三七年第九—十號）

五五

ソ聯外國貿易二十年間要誌

一九一七年十二月二十九日

外國貿易に關するロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國人民委員會議令は、外國貿易國營化實現の準備の方策として、許可禁止制度の採用を規定してゐる。

同令にはかう有る。

「一、國民經濟最高會議所屬國際經濟局の組織決定まで、商品の國外への輸出及び國外からロシヤへの輸入に對する許可是専ら商工業委員部外國貿易部が之を行ふ。」

云右の許可の無い商品輸出入は密貿易と見做し、共和國法律に依り最も嚴重に告發する。」

一九一八年四月二十二日

ヴェ・イ・レエニン及びイ・ヴェ・スタアリン署名のロシヤ社會

主義聯邦ソヴェエト共和國外國貿易國營化に關する人民委員會議令の發布。

「一、外國貿易は總べて國營とする。外國並に國外各企業との間に行はれる各種製品へ工業、農業等の收穫製造に係るの購入販賣の商事契約はロシヤ共和國が特にその爲に全權を與へた諸機關に依り行はれる。此等機關以外には輸出入の爲の凡ゆる涉外商事契約は禁止される……」

「國營化された外國貿易を宰る機關は商工業人民委員部とする。」
(法令集 四三二頁)

一九一九年十月十日

聯合國最高會議に依るソヴェエト・ロシヤ封鎖宣言。「ボリシェヴィキ・ロシヤに對する經濟的壓迫方策」に就き最高會議の採擇した決定に關する中立諸國及びドイツ政府の覺え書き。

一九二〇年一月十六日

赤軍の決定的勝利と聯合國がプロレタリヤ獨裁國家を窒息させようとする企圖の完全な失敗との結果、一九二〇年一月聯合國最高會議はソヴェエト共和國の封鎖を中止する外無く成つた。

一九二〇年二月二日

エストニアの媾和條約締結。この條約は、ソヴェエト・ロシヤを包圍した聯合國の封鎖環に對し最初の割れ目を作つた。

一九二〇年三月十一日—一九二一年三月十六日

經濟封鎖は中止されたが、フランス、イギリス、アメリカ合衆國その他の數個國の銀行はソヴェエト・ロシヤに對し金封鎖を行ひ、ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國から支拂手段としての金を受取る事を拒絕した。當時他の支拂手段が無かつた爲、この金封鎖はソヴェ

エト。ロシヤの貿易を極度に阻害し、一九二〇年一月十六日聯合國最高會議が形式上中止した經濟封鎖が事實上は繼續してゐる事に成つた。

一九二〇年五月二十日—四月五日

ロシヤ共產黨第九回大會決議に依り、外國貿易は完全に經濟計畫の必要に從屬する事に成つた。

一國内の經濟的復興の主要條件は、最も近い將來の歴史的時代を期待する統一的經濟計畫の斷乎たる實行に在る。國內の經濟的崩壊と甚だしい貧窮化との深刻さに應じて、經濟計畫は、必然的に數個の、貫した、相關的な根本的課題に成る。……「外國貿易は、その可能性がソヴェエト共和國に與へられてゐる限りに於いて、完全に基本的經濟計畫の要求に從屬しなければならぬ。」—全聯邦共產黨大會及び代表會議並に中央委員會總會の決議決定集

第一部 三三七—三三八頁 一九三六年版

第一次輸入計畫は一九二〇年作成された。

一九二〇年五月十五日

消費組合中央聯合はスヴェエデン工業家コンツエルンとの間にはウエエデン商品一億クロオネ購買の契約を結んだが、二五〇〇萬クロオネの金保證及び手形支拂に依り、手形期限は一年半まで延長され得る事に成つてゐた。この契約はロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國に對し極めて重要な種々の生産用具、主として機關車及び鐵道器材を供給する事に成り、全封鎖の決済を意味した。

一九二〇年六月十一日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國人民委員會議令に依り、商工業人民委員部を外國貿易人民委員部と改稱し、この人民委員部だ

けが國の外國貿易を實行する事を規定した。

「一、商工業人民委員部を外國貿易人民委員部と改稱する。」

二、共和國の外國貿易及び商品取引に對し次の一般的原則を定める。

(1) ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國の國營化外國貿易及び商品取引の管轄は専ら外國貿易人民委員部に屬し、共和國の該部門唯一の全權機關として専らこの人民委員部に、國外の國家、集團的及び個人的施設並に機關、商業及び工業關係の企業並びに個人との凡ゆる商事關係を行ひ、且文商品の輸出入に關連した凡ゆる事務を行ふ権利が歸屬する。(一九二〇年度法令集二三五頁)

一九二〇年八月十一日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とラトヴィヤとの間に締結された媾和條約は最惠約款と無關稅商品通過との原則に立つ經濟的相互關係を復活する事を定めた。

一九二〇年十月十四日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とフィン蘭ドとの間に締結された媾和條約は經濟關係の復活と通商關係の暫定的規約とを定めた。

一九二〇年

一九二〇年中に於いて初めて在外外國貿易代表部がロンドン、ベルリン、ストックホルム、リガ、レエヴァリ、コペンハーゲン等に設置された。一九二〇年末には貿易代表部は十一有つた。

一九二一年二月二十六日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とオランとの間に調印された條約は通商關係の復活を定めた。

一九二一年三月十六日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とイギリスとの間に調印された通商協定は、資本主義諸國のロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和国に對する敵對的提携の先頭に立つてゐた最大資本主義國のソヴェエト政府に對する事實上の承認を意味した。イギリスとの通商協定調印は同國との通商關係の發展に便した許りでなく、他の資本主義諸國とソヴェエト共和國との間の關係復活及び條約締結を促進した。

一九二一年五月十八日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國及びウクライナ・ソヴェエト社會主義共和國を一方とし、ポオランドを他方として締結された媾和條約は相互的商品通過を定めた。

一九二一年五月六日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とドイツとの間に締結された暫定的協定は通商代表部設置を定めた。

一九二一年九月二日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とノオルウェイとの間に締結された暫定的協定は、ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國に於ける外國貿易獨占に基く通商關係の復活を定めた。

和國通商代表部設置を定めた。

一九二一年十二月七日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國及びウクライナ・ソヴェエト社會主義共和國を一方とし、オオストリヤを他方として締結された暫定的協定は通商關係の復活とロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和国通商代表部設置を定めた。

一九二一年十二月二十六日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とイタリヤとの間に締結された豫備的協定は通商關係の復活を定めた。

一九二一年

ソヴェエト共和國の輸入は初めて巨額を占める様に成り、一九一三年の價格で二億一〇七〇萬ルウブリ、即ち當時の相場で九億二二九〇萬ルウブリに達したが、輸出は依然殆ど零だつた。（一九二一年の輸出は僅か一九一三年の價格で二〇三〇萬ルウブリ、即ち當時の相場で八八五〇萬ルウブリに過ぎなかつた。）（「一九一八年乃至一九二七八年のソ聯外國貿易」）

一九二二年

資本主義諸國との間に締結された諸條約に基いて可能と成つたソ

ヴェエトとして規則的な輸出の第一年だ。一九二一—二年の輸出は一九一三年の價格で六三四〇萬ルウブリ、即ち當時相場で二億七七七〇萬ルウブリだつた。

一九二二年三月十三日

外國貿易に關する全ロシヤ中央執行委員會令「ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國の外國貿易は國家の獨占事業だ。外國貿易の國家獨占事業は外國貿易人民委員部が次の諸原則に立つて之を行ふ……」以下外國貿易人民委員部の機能が列舉して有る。（一九二二年法令集 二六六頁）

一九二二年四月十日

ジエノア會議の開催。ソヴェエト代表は、ソヴェエト聯邦が相互主義、平等主義及び完全無條件の承認に基き資本主義諸國と通商關

係に入る用意の有る旨を聲明した。

一二

一九二二年四月十六日

ドイツとの間にラバロに於いて、ロシヤ社會主義共和國聯邦とドイツとの間に通商相互關係の發展の爲の基礎を構成する條約が締結された。

一九二二年十月十六日

外國貿易に關する全ロシヤ中央執行委員會及びロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國人民委員會議令は、外國との間の外國貿易事務實行上の規則及び方式を定めた。〔一九二二年法令集第六五號 八四六頁〕

一九二二年十二月十三日

人民の敵は一再ならず外國貿易獨占に反対した。彼等は外國貿易獨占の弱化と廢止との爲に鬪争した。黨はレエニンとスタアリンとの指導の下に此等の企圖に對し擊滅的反撃を與へ、外國貿易の獨占を固守した。一九二二年人民の敵ブハアリンは外國貿易獨占の廢止を唱へ、その代り高率の關稅を課する事を提議した。レエニンは外國貿易獨占を擁護してかう書いてゐる「ブハアリンは、帝國主義時代、貧乏國を信じ得ぬ程の富裕な國との間に法外な差異の有る時代にはどんな關稅政策でも效果は無い、と言ふ事を知らない。此が彼の最も甚だしい、又全く理論的な誤謬なのだ。ブハアリンは何度も關稅保護を引用してゐるが、此は右の諸條件の下ではその保護を完全に打ち壊す事は富裕な工業國ならざれにでも出来る事だ。その爲にはその國としては、ロシヤへの輸入商品中わが國が附加的關稅を課したものに輸出獎勵金を與へれば済む。ざの工業國にしても此に要る位の金は餘る程有り、この方策の結果は、どんな工業國にして

もわが國の國內工業を確實に打ち壊してしまふだらう。

從つて關稅政策に關するブハアリンの考察は凡て實際上は、ロシヤ工業の完全な無防禦と自由商業組織への移行を最も輕いヴェエルで覆つたものとを意味する。此に對して我々は全力を以て闘争し、黨大會まで闘争せねばならない。何故なら、現在の帝國主義時代には外國貿易獨占制度以外に眞面目な關稅政策などざんなものにしろ問題は成らないからだ。」ヘレエモン全集第二七卷 三七九—三八二頁（第二版）

一九二三年十二月

ソヴェエト第十回全ロシヤ大會命令はわが國輸出の増大と國外事務の合理化とに對する必要方策を執る旨を定めた。大會は、國營工業が國外で行ふ商品買付を極度に縮少する事を必要と考へた。（一九二三年法令集 三二七頁）

一九二三年四月十二日

一九二三年四月十二日付ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國人民委員會議令は輸出入割當制度並に外國貿易取引上の許可書その他文書發給の制度を定めた。（一九二三年法令集第四〇號 四二四頁）

一九二三年四月十七日—二十五日

全聯邦共產黨執行委員會の報告に依る全聯邦共產黨第十二回大會の決議は外國貿易獨占の強化に對する全聯邦共產黨執行委員會の方針を是認した。

「大會は外國貿易獨占の不動性及び其に對する回避とその實行に於ける躊躇との禁壓を確認し、新執行委員會に對し、外國貿易獨占制度の強化發展の爲に組織的方策を探る事を委任する。」（全聯邦共產黨大會、代表會議及び中央委員會總會の決議決定集 第一部 四八二頁 一九三六年版）

一九二三年四月二十三日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國とデンマークとの間の豫備的協定は通商關係の簡便化を定めてゐる。

一九二三年六月二十日

ロシヤ社會主義聯邦ソヴェエト共和國中央執行委員會はヴォロフスキイ氏殺害事件に關連してスイスに對する經濟的ボイコットを定めた。

一九二三年七月十三日

國家獨占の基礎に立つソ聯外國貿易の集中的經營に關し世界の凡ゆる國民及び政府に對するソ聯中央執行委員會幹部會のメッセエジ。

「ソヴェエト諸共和國を奴隸化しようとする資出主義諸國の企圖

から此等諸國を防衛する爲、國家獨占の基礎に立つて外國貿易を完

全に集中化し指導する事の必要さから、此等諸國は統一的な全聯邦外國貿易人民委員部を設けなければならなく成った。」（ソ聯勞農政府通報一九二三年第一號一〇頁）

一九二四年一月十六日—十八日

全聯邦共產黨第十三回會議は、社會主義蓄積の手段として、及び黨の經濟政策の最重要用具としての外國貿易獨占の意義を強調した。

「黨の全經濟政策の基本的要因の一として外國貿易の獨占がある。外國貿易の獨占は、特に新經濟政策の諸條件下で、國家財產を國內國外の資本の掠取から保護する道具としても、社會主義蓄積の手段としても、正常な事を完全に自證した。

外國貿易獨占制度を完全に維持してこそ、我々は今既に貸越に成つてゐる貿易貸借狀態に達し、外國貿易收入を國家の手に集中する事が出來たのだ。外國貿易獨占制度は國內で生産出来る様な物品を

輸入して國民の資金を失ふ様な事を極力阻止し、わが國の工業及び農業の發展に不可缺な製品の計畫的輸入を組織する可能性を與へた。外國貿易獨占は將來も完全に、確に新經濟政策時代に最も主要な黨經濟政策の要因として、維持されねばならぬ。（全聯邦共產黨大會、代表會議及び執行委員會總會の決議決定集 第一部 五六一頁 一九三六年版）

一九二四年二月七日

ソ聯とイタリヤとの間に外交關係樹立及び通商條約の締結。

一九二四年二月二八日

ソ聯イギリス間の外交關係樹立及び通商條約締結代表派遣に関する覺え書きの交換。

一九二四年三月十五日

ソ聯スウエーデン間通商條約の締結。

一九二四年三月三十日

ドイツ駐在ソ聯通商代表に對するドイツ警察の襲撃に依りドイツとの通商關係は一時的に中止された。紛争は一九二四年十二月廿九日ドイツ政府がソ聯の要求を承認して解決した。

一九二四年五月三一日

ソ聯支那共和國間の諸問題處理の一體原則に關する協定。

一九二四年八月八日

ソ聯イギリス間の一般的條約の締結。

一九三四年十月二八日
外交關係樹立に關するソ聯アランス間の覺え書き交換。

一九三五年一月八日
外國商品の輸入税制に關するソ聯人民委員會議令。

一九三五年十月三十日
外國商品の輸入税制に關するソ聯人民委員會議令。

わが國社會主義建設の爲、又わが國社會主義經濟を資本主義諸國の經濟的侵略から防衛する爲にプロレタリヤ國家が握つてゐる最重要工具としての外國貿易獨占の意義を強調した全聯邦共產黨中央委員會總會決議の公布。

資本主義包圈内のプロレタリヤ國家の外國貿易組織化に就いて二つの基本的課題がある。(1)國內生產力の極度の助成及び刺戟、(2)建設中の社會主義經濟資本主義諸國の經濟的侵略から防衛する事。外國貿易組織化の諸問題の困難はすべて、

プロレタリヤ國家は一分間も此等一問題から眼を放してはならぬと言ふ事、及び國際環境と國內社會主義建設の要求とに相應した外國貿易組織の形態を選択し事に關連してゐる。外國貿易の國家獨占に破綻が生じれば、其がどんな小さくとも、資本主義のわが社會主義經濟形態に對する襲撃の強化を招來し、又この破綻の不可避的擴大の結果は、わが經濟全體を技術的には先進してゐる資本主義諸國の經濟に從屬させる、即ち社會主義建設を壊滅に導く事に成る。他面、社會主義建設に必要な國民經濟發展速度を維持する爲には、外國貿易獨占の現在形態を或程度變更する事が必要に成る。」（金聯邦共產黨大會、代表會議及び中央委員會總會の決議決定集 第二部三四頁 一九三六年版）

一九三五年十月三十一日

全聯邦共產黨中央委員會十月總會の決定は、外國貿易の獨占が資

本主義諸國の經濟的襲撃を擊退する爲の最も有效な手段の一つで、
どんな保護關稅にしても、外國貿易獨占と同じ程度に、社會主義經濟
を資本主義から防衛する事は出來ない」と述べてゐる。

「外國貿易の獨占はどこまでも不可侵でなければならぬ。此は資
本主義諸國の襲撃を擊退する爲に最も有效な手段の一つなのだから、
此を強化しなければならぬ。どんな保護關稅にしても、その他ござ
る統制手段にしても、外國貿易獨占と同じ程度にわが國を防衛する
事は出來ない。一九二二年中央委員會十二月總會に對しレエニンが
此に關して書いた處を憶ひ起きねばならぬ。」

「どんな關稅政策にしても帝國主義時代、貧乏國家と信じ得ぬ程
の富裕な國との間に法外な差異の有る時代には效果は無い。かう言
ふ諸條件の下ではこの（關稅）保護を完全に打ち壊す事は富裕な工
業國ならざれにでも出来る事だ。その爲にはその國としては、ロシ
ヤへの輸入商品中わが國が附加的關稅を課したものに輸出獎勵金を

與へれば済む。その工業國にしても此に要る位の金は餘る程有り、
かう言ふ方策の結果は、ざんな工業國にしてもわが國の國內工業を
確實に打ち壊して了ふだらう。……現在の帝國主義時代には外國
貿易獨占制以外に眞面目な關稅政策などざんなものにしろ問題に成
らないのだ。」

外國貿易獨占に就いてウラヂイミル・イリイチ・レエニンが行つ
た資本主義世界との經濟的鬭争に於ける社會主義建設防衛の最主要
手段としての規定は、最近の時代全般に對しても完全に妥當する。
外國貿易の國家獨占の廢止乃至は弱化を支持する公然又は隱密の傾
向は結局わが國經濟の小ブルジュワ的諸勢力に養はれてゐるものだ
が、此に對し斷然鬪争せねばならぬ。」（全聯邦共產黨大會、代表
會議及び中央委員會總會の決議決定集 第二部 三五頁 一九三六年版）

一九二五年十月三十一日

三四

全聯邦共產黨中央委員會十月總會は、國家獨占の基礎の上に行はれる外國貿易が資本主義的包囲の環境の中でソヴェエト組織が獨立する爲の經濟的闘争形態だ、と論ふ事を強調してゐる。

「プロレタリアアトの指導するソ聯經濟と世界市場との接觸はこの市場に於ける帝國主義支配の環境の中に行はれる。外國貿易は、我々が我々を取り巻んでゐる敵對的資本主義世界と直接に接觸する部面なのだ。從つて外國貿易は、我々にとつても資本主義諸國につつても、世界的分業の發展の諸條件の下に必要な各種製品交換の形態だが、其と共に、資本主義的包囲の環境の中でわがソヴェエト組織が獨立する爲の、經濟的形態を取つた闘争の繼續なのだ。」

外國貿易を絶じて國際資本は我々に自分の條件を押し付けようとしてゐ、わが國を奴隸化し、その植民地としようとしてゐるし、又將來もしようとする。この事情から、わが經濟戰線のこの方面に於いて完

全武装をし、資本主義の襲撃を擊退するだけでなく、外國貿易をソ聯經濟強化と社會主義建設の促進との目的に利用する爲に此處で自分の地位を固めるのに努めなければならぬ。」全聯邦共產黨大會、代表會議及び中央委員會の決議決定集 第二部 三四頁 一九三六年版)

一九二五年十月三十一日

外國貿易獨占の不可侵性を保ち乍ら、我々は此と共に、凡ゆる在外ソヴェエト諸機關の絕對的統一性を義務的に維持して、外國貿易の組織形態を聯邦の變化しつゝある經濟的諸條件及び課題に適應させねばならぬ。變化した經濟的諸條件は外國貿易の部面に於いて分化した商業組織の構成を要求してゐる。この部面で行はねばならぬ方策は次の方向に向はねばならぬ。(イ)外國貿易獨占の制度の維持、(ロ)融通の利く特別商業機關制度の樹立、(ハ)外國貿易の部面に於ける

工業及び農業の健全な利益の確保。」（全聯邦共產黨大會、代表會議及び中央委員會總會の決議決定集 第二部 三六頁 一九三六年版）

一九二五年十月十二日

ソ聯とドイツとの間に締結された通商條約は關稅部面に於ける最惠國待遇、通商代表部の地位を定め、その他通商上の相互關係の諸問題を詳細に定めた。

一九二五年十二月十五日

通商及び航海に關するソ聯ノオルウェー間の條約締結。

一九二六年三月

ドイツ駐在ソ聯通商代表部とドイツ政府との間の協定に基きソ聯

に對し三億マルクの保證クレチットをドイツが與へた。

一九二六年十二月七一十三日

同志スタアリンはその著「再び黨内の社會民主主義的偏向に就いて」で、外國貿易獨占の意義を説いてかう書いてゐる。

「資本主義的統制と言ふものは、わが市場の管理權を意味する。即ち外國貿易獨占の解消を意味する。私は、西歐の資本家達が外國貿易獨占の裝甲を打ち破らうとして、一度ならず頭を壁に突き當てた事を知つてゐる。外國貿易獨占がわが國の若い社會主義工業の桶なり垣なりに成つてゐる事は明かだ。併し資本家は外國貿易獨占の解消の事業に既に成功を收め得ただらうか。ソヴェト權力が有る間は、外國貿易獨占はごうしても生き榮えて行くのだと言ふ事が理解し難いだらうか。」（「レエニンとスタアリン」全聯邦共產黨史研究の爲の論文集 第三冊 一九三頁）

一九二七年五月十一日

ソ聯トルコ間通商航海條約締結。

一九二七年五月四日

ソヴェエト政府の要求に對する承認に依り對スイス經濟ボイコットを廢止する旨のソ聯中央執行委員會及び人民委員會議令。

一九二七年五月十七日

ソ聯が正常な外交關係を有し、且ソ聯の商業機關に對し自由正常な商業機關に對し自由正常な商業事務遂行の可能性を保證する諸條件が確保されてゐる諸國だけと商業關係を結ぶ事を許可するソ聯人民委員會議令。(法令集 一九二七年 第二八號 二九四頁)

一九二七年五月二十五日

ロンドン駐在ソ聯通商代表部及び全ロシヤ協同組合會社の家屋に對するイギリス官憲の襲撃。

一九二七年六月二日

ラトヴィヤとの通商條約締結。

一九二七年九月九日

外國貿易獨占の重大な政治的意義が同志スタアリンのアメリカ労働代表との會談に於いて極めて明確に強調された。代表が、ソヴェエト權力に信服してゐながら、同時に外國貿易獨占の廢止を要求する一派が有り得るか、と質問したのに對し、同志スタアリンは答へてゐる。

「私は、この問題の中には互に妥協出來ない矛盾がある、と思ふ。ソヴェエト政府支持の立場に立ちながら、同時に外國貿易獨占の廢

止を要求すると言ふ一派を考へる事は出來ない。何故だ。其は、外國貿易の獨占と言ふものがソヴェエト政府の「政綱」の不動の基礎の一つに成つてゐるからだ。其は、外國貿易獨占の廢止を要求する一派はソヴェエト政府を支持する事が出來ないからだ。其は、かう言ふ一派は全ソヴェエト機構に基だしく敵對的な一派と言ふ外はないかなだ。」（イ・スタアリン「レニニズムの諸問題」第十版 一七九頁）

一九二七年十月一日

ソ聯イラン間通商協定及び關稅協定の署名。

一九二七年十月八日

ソ聯スウェーデン駐在ソ聯通商代表部の法的地位に關する協定の署名。

一九二七年十二月三日

同志スタアリンはソ聯の工業化の發展速度に關し、外國貿易獨占はソヴェエト工業の急速な發展の最重要條件の一つだ、と教示してゐる。

「第三に、國家が國營の交通、國營の金融、國營の外國貿易、一般國家豫算を掌握して、計畫規律に従つて國營工業をば單一的工業として指導する凡ゆる可能性を有し、この事が他の凡ゆる工業に比し非常な優位性を與へ、その發展速度を何倍も早めるのが、この事に依り……」（イ・スタアリン「全聯邦共產黨第十五回大會に對する政治報告」五四頁）

一九二七年十二月二十九日

全聯邦共產黨第十五回大會決議は、世界市場の景氣變動並に資本

主義國が行ふかも知れない政治的侵略からソ聯を保護する爲替準備と必要な蓄積との形成の源泉として、外國貿易の意義を強調してゐる。

「外國貿易の一般方針へ自己の生産の根柢の強化と資本主義世界からの獨立程度の増進との條件に於ける通商關係の最大限へから出發して、輸出超過を義務的目標とする外國貿易計畫を作らねばならぬ。輸出超過は國內產金の増大と共に、資本主義世界の可能性に關連して殊に必要な爲替準備の形成の基本的源泉を成してゐる。」

最近の情勢に關連して五個年計畫は自然、商品、爲替の準備一切に對し重要な地位を與へねばならない。此等準備の蓄積は、國際市況の大變動、部分的乃至全般的な經濟的金融的封鎖の可能性、國內の不作、更にプロレタリヤ共和國聯邦に對する直接的武裝攻擊からソ聯を防衛するに絕對必要な保險でなければならぬ。」（全聯邦共產黨大會、代表會議、中央委員會總會の決議決定集 第二部 二十四

八頁 一九三六年版）

一九二七二八年

石炭輸入の終止。同時にソ聯からの石炭輸出は相當な額に達した。

（「一九一八年乃至一九二七一八年の期間のソ聯外國貿易」）

一九二八年九月二十四日
八頁 一九三六年版）

換。

一九二八年十一月一日

ソ聯イエメン間修好通商條約の締結。

一九二九年五月十日

三三

一九二九年五月十七日

ソ聯北ストニヤ間通商航海條約の締結。

一九二九年六月十一日

ソ聯ギリシヤ間通商航海條約の締結。

一九二九年八月十六日

工業方面からの壓迫に依りイギリスは對ソ貿易契約に於ける輸出タレヂツトの範圍を擴大した。

一九三〇年四月十六日

ソ聯大英帝國間暫定通商協定の締結。

一九三〇年

ソ聯輸出品は最大限度に達した。即ち從來の爲替相場に依れば一〇・三六億ルーブル、現行の相場で四五・三九億ルーブルであり、「一九一三年帝政ロシヤ輸出額の五七%を成つてゐる。〔第一次五ヶ年計畫中のソ聯邦外國貿易〕」。

一九三〇年八月二日

ソ聯がイタリヤに發する注文に對するタレヂツト二億リラの政府保證に關するソ聯邦イタリヤ間の協定締結。

一九三〇年

フランスは諸外國に比してソ聯に不利な輸入許可制を實施した。

この年の間に、各商品の貿易の特徴に従つて組織された一聯の輸

出及び輸入合同が設立された。從來國營貿易局、協同組合合同、生産トラストの如きソ聯の綜合團體が輸出入に携つたのは異り、新に設立された各國營合同が獨占主義に基き當該商品の輸出入を行ふのである。

一九三〇年十月二十日

ソ聯人民委員會議令に依り、外國貿易人民委員部は、ソ聯貿易に關し制限制を設けて自國に屬するソヴェエト商品の正常な輸入を妨害してゐる諸國に對しては、購入乃至發送を全廢乃至極度に縮少し、傭船を減少し、通過商品に對する制限を設け、該國內の港地、通過路及び基地の利用を全廢又は極度に縮少する方策を採用する事を要求された。

ハ「法令集」一九三〇年第五號、第第七頁)

一九三〇年十一月二二日

全ロ中央執行委員會及びソ聯人民委員會議の内外商業委員部をソ聯供給人民委員部及びソ聯外國貿易人民委員部の獨立せる二個のソ聯人民委員部に分割する命令。

一九三一年三月二日

ソ聯產毛皮の最初の競賣がレニン格ラードに於て開催された。之がレニン格ラードの定期競賣の濫觴を成すものである。レニン格ラード及びモスクワは世界的意義を有する毛皮中心地となつた。

一九三一年三月十二日

第六回ソ聯ソヴィエト大會の決議に依り、ソ聯輸出品に差別待遇を採る諸外國には適切なる經濟的對策を講ずべき指令を與へられた。

④大會はソ聯政府に對し、ソ聯との經濟關係を實際的に強化するの

ではなく、反つて強制労働などと云ふ偽瞞宣傳でカムフラージュして、ソ聯邦輸出の潰滅を策する諸國の輸入品に對し強固なる輸入制限額を設定する務を負はしめる。」

(『ソ聯法律集』第十七卷、一五九頁)

一九三一年三月十六日

ソ聯土耳其間通商航海條約の締結。

一九三一年三月十七日

一九三〇年十一月二十二日附の内外商業人民委員部を二部に分割せんとする中央執行委員會及びソ聯人民委員會議の決議を認める第六回ソ聯ソヴィエト大會の決議。商品流通に於ける特種部門の縮少に伴ひ、供給の問題は異常の意義を有する事となり、同時に複雑化せる外國貿易特別指導の不可避性もあり、ソ聯内外商業人

民委員部はソ聯外國貿易人民委員部及び供給人民委員部の二個の人
民委員部に改組せらる。(『ソ聯法律集』第十七卷、一六二頁)

一九三一年四月十四日

三億マルクの第二回保證クレヂットが獨逸に依り許與せらる。

一九三一年
ソ聯政府を代表して同志リトヴィノフは經濟的不可侵に關する提案をジュネーブに於て行ふ。

一九三一年七月十六日

フランスは對佛ソ聯商品輸入に對する許可制度を廢止したが、此はソ聯に對する差別待遇を廢する事を意味し、正常な貿易關係を復

興する事を許すものだ。

四〇

一九三一年八月二九日

リトワニヤ駐在ソ聯通商代表部の法的地位に關する議定書がソ聯リトワニヤ兩國により調印された。

一九三一年十月二七日

ソ聯イラン兩國間に移住、通商、航海に關する協定締結さる。

一九三一年一一九三二年

ソ聯に對し最も敵意を抱く資本家方面に於いて反ソ經濟封鎖を復活じこする意圖を以て、所謂「ソヴエト・ダンビング」及び「強制勞働」の口實の下に、國外で起されたソ聯輸出反對運動は崩壊した。

一九三二年六月十五日

獨逸は、駐獨ソ聯通商代表部と獨逸工業界代表者達との協定に基き、保證クレヂット三億マルクを許可す。

一九三三年四月十七日

ソ聯に敵意を有する反動者團體の影響を受け、英國政府はソ聯重要物產の英國向輸出を禁ずる旨聲明した。
ソ聯伊太利間に協定成立。

一九三三年六月十五日
伊太利商品のソ聯向け輸出のための保證クレヂット設定に關しソ

英國は一九三三年四月十七日附のソ聯重要物産の英國向け輸出禁止令を廢棄す。

一九三三年七月

倫敦で開催した世界經濟會議の席上同志リトヴィノフは演説を行ひ、經濟的不可侵條約の締結及びソ聯に對し相當長期の財政的クレヂット許與の條件の下に危機緩和の目的でソ聯の巨大な注文を發する様提案した。

一九三六年九月十三日

在外通商代表部の地位に關して中央執行委員會及びソ聯人民委員部決議を行ふ。

一九三三年十月十三日

外國貿易に於ける事務遂行のため契約の署名及び信用狀の發行の制度に關する中央執行委員會、ソ聯人民委員部決議。

一九三三年十二月四日

ソ聯ラトヴィヤ間通商條約の締結。

一九三三年

ソリカムスク・カリウム・コムビナートの建設事業竣工の結果カリウム肥料輸出を開始した。

一九三三年

第一次五ヶ年計畫中設備機械を多量に輸入せるため貿易帳尻は數年に汎り入超となつてゐたが、再び出超となつた。

一九三四年一月二日

ソ聯の土耳其に設定せるクレヂット八百万ドル（アメリカ金貨）の注文契約に關し兩國間に覺書の交換あり。

一九三四年一月一一日

ソ聯フランス間暫定通商協定の締結。

（『外國貿易』九一十卷）

一九三四年一月二六日

第十七回黨大會の席上同志スター・リンは、平和の要因としての外國貿易の意義に關し指摘して曰く、『吾が外國貿易政策は明白である、即ち平和擁護の政策であり、萬邦との通商關係強化の政策である。』（全ソ共產黨中央委員會の業蹟に就いて第十七回黨大會に於けるスター・リンの報告演説）

一九三四年三月十六日

ソ聯英國間暫定通商條約の署名。

一九三四年

第一次五ヶ年計畫の期間中に建設された巨大な工業企業の完成はソ聯工業の發展を如實に現す新しい輸出品目の基礎を創造した。鑄鐵・トラクター・自動車・電氣器械・裁縫ミシン・紡績器械・硫酸アンモニヤ（窒素肥料の基本的形態）の輸出が始つてゐる。

（『ソ聯の外國貿易』・『スタートアブソール』一九三四年第十二卷）

一九三四年十月

以後英帝國內に於ける保證クレヂットの利用を廢し、現金注文に移行することに關する駐英ソ聯通商代表部の發表。

一九三四年十二月九日

ソ聯フランス間通商議定書の署名

一九三五年五月四日

同志スター・リンは赤軍大學卒業式に臨み、外國貿易の意義、特に輸入の役割に關聯して次の如く演説を行つた。――

「……其處で、その困難さに辟易して、黨を退却させようとした同志も有る。彼等の言ふには『君等の言ふ工業化と集團化、機械、製鐵業、トラクタ、コンバイン、自動車なんか僕等にこつて何に成るのだ。輕工業製品をもつて多くし、日用品生産の原料をもつて餘計買ひ、人民の生活が奇麗に成る様な細かい品物をもつて多くした方が良い。こんなに遅れてゐる我國で工業を、然も一流の工業を造るなご言ふのは危険な夢だ。』

「成程、吾々は極度の節約に依り作出して工業の創設のために費

した三〇億ルーブルの金を日用品の原料の輸入や生産の強化に向ける事も出來ただらう。之も一種の『計畫』だ。然し乍らかうした『計畫』では吾々は製鐵工業も、機械設備も、トラクターも、自動車、飛行機、タンクも所有出來なかつただらう。吾人は外敵を前にして徒手空拳となつたであらう。吾人は我國に於ける社會主義の根柢を顛覆したであらう。内外のブルジョアジイの奴隸となつたであらう。赤軍大學卒業式當日クレムリ宮殿に於けるイ・スター・リンの演説

一九三五年三月二十五日

ソ聯チエコ間通商航海條約の締結。

一九三五年四月九日

二億マルクの五年の金融クレヂットを獨逸諸銀行連合にてソ聯に

許與す。

一九三五年六月三日
チエコ商品購入のため二億五千万チエコクローネの證券金融クレ
ジットの對ソ許與に關しソ聯在チエコ國通商代表部チエコ銀行聯合
間契約の締結。

一九三五年

ソ聯の國際的地位及び經濟的發展の強化に基き多年來、主として、
通商代表部に於て行ひつゝあつた對外通商事務を外國よりモスクワ
に引移す。商品轉賣契約は輸出及び輸入合同機關に依る分が毎月其
比率を高めて行く。即ち商品はへ海外に保管される事なしに、ソ聯
の購入者に交付され、購入者の決済はモスクワより行ひ、購入者さ
の契約はモスクワに於いて裁定を行ふ分が數を増す。

一九三五年六月二七日

對外通商事務のソ聯内移轉に關聯してソ聯領土内又は國外に於て
外國商館との間に契約を締結する事を對外貿易合同機關に許可する
ソ聯人民委員會議の決議。

『外國貿易人民委員部に編入される輸出及び輸入、綜合的輸出入
並びに運輸合同に對し、當該合同の名に於て、且つ各自の定款の定
むる範圍内に於て、ソ聯領土内たるゝ海外たるゝを問はず外國商館
との間に對外通商契約を締結し、又其契約に基き外國商館と手形の
授受をなさしむる事を外國貿易人民委員部に許可す。』
〔ソ聯法令集〕一九三五年第四四號三六七頁

一九三五年七月十三日

ソ聯衆國間通商相互關係に關する覺書の交換。

一九三五年八月二七日

ソ聯イラン間通商條約の締結。

一九三五年九月五日

ソ聯ペルギー・ルクセンブルグ經濟同盟間暫定通商協定の締結。

一九三五年

ソヴェート聯邦は出超と同時に國際貿易收支に於ても受取勘定を以てこの一ヶ年を終つた。

一九三五年十二月二六日

通商代表及び合同の指導者に對外通商契約署名權を附與する程度に関する中央執行委員會及びソ聯人民委員會議の決議。

一九三五年

ソ聯は世界金產國中（南アフリカ聯邦に次ぎ）第二位を占めるに至つた。

一九三六年一月六日

ソ聯佛蘭西間一九三四年一月十一日附通商條約の期限延長。

一九三六年一月十四日

通商取引並に通商事務及び海上運送上の決済方法に關しギリシャ駐在ソ聯通商代表部ギリシヤ政府間協定の締結。

一九三六年二月六日

金融クレデット二千五百万クローネ増額に關し一九三五年六月三日附ソ聯チエコ金融クレデット契約に對する補足的協定の締結。

一九三六年七月十一日

一九三五年七月十三日附覺書交換で豫定された通商相互關係に関する協定の期間延長に關するソ聯米國間覺書の交換。

一九三六年七月二八日

英國商品購入のための金融クレヂット一千万ボンド。スターリングダ許與に關し駐英ソ聯通商代表部輸出クレヂット保證局間の協定の締結。

一九三六年十二月五日

ソ聯第十三次特別ソヴィエト大會により確認せられたソ聯スター
リン憲法中に曰く『ソ聯の對外貿易は國家の獨占專業にして、その最
高權力機關及び國家統治機關の代表するソヴィエト社會主義共和國聯邦の所管に屬する』。(第一四條)

憲法第七七條は外國貿易人民委員部を全聯邦人民委員部の中に入
れてある。

(ソ聯憲法第一四條第七七條)

一九三六年十二月十七日

ソ聯佛蘭西間暫定通商協定の效力期間を一九三七年まで延長。

一九三六年

一九三六年は輸出超過、國際收支受取勘定を以て終る。

一九三七年八月四日

ソ聯合衆國間の輸出入に當り無條件、無制限の最惠待遇の適用を規定する覺書ソ聯合衆國間に交換さる。

一九三七年十月八日

ソ聯トルコ間の支拂取引を調整する通商契約及び協定の調印。

全ソ外國貿易學會附屬學術研究所突擊隊同志力。イ。ルビンシテイン。同志ア。エム。ミルノフ編纂

伊原
藤
元三
治郎
譯

五四

最近三十ヶ年間蘇聯輸入統計表

蘇聯外國貿易

1918 - 1937年

年	額	輸出額	輸入額	總額	差額
1909-1913(平均)	3513,7	4974,1	11508,0	+1519,8	
1913	6596,4	1022,3	12618,9	+593,9	
1918	3323	610,8	296,3	-425,3	
1919	0,4	14,0	14,4	-13,6	
1920	6,1	125,1	131,8	-119,6	
1921	18,5	922,9	1011,1	-934,4	
1922	359,1	1181,9	1539,1	-824,3	
1923	9,438	624,2	1582,9	+327,6	
1924	14195,1	11385,8	26105,9	+334,3	
1925	16542,4	3620,9	6285,3	-936,5	
1926	3193,7	3018,5	6190,2	+157,4	
1927	3264,0	3320,5	6587,5	-53,5	
1928	3514,9	4174,6	7673,5	-655,9	
1929	40455,8	3457,0	7902,8	+188,8	
1930	8539,3	4639,5	9176,8	-98,2	
1931	5553,1	4839,9	9393,0	-1286,8	
1932	2518,2	3043,5	5601,2	-565,3	
1933	2167,6	1525,1	3692,6	+612,4	
1934	18305,4	10122,0	28552,6	+8116,4	
1935	16092,3	1357,2	4663,5	+552,1	
1936	1357,1	1523,0	2711,6	+656	
1937 (前半分)	1415,5	10142,7	14231,8	+205,7	
1937 全体*	1424,6	15412,5	30672,1	+747,3	

注 意

(金表共通)：— 1918 — 1924 年間の評價は
1913 年の價格に基き 1925 年 — 1937 年間の
評價は當時の價格に依る

前條の表に於ては 1918 — 1923 年間は
1913 年に 19.24 — 25 — 1937 年間は 当時の
價格に依る。各年の評價は 1936 年 11 月 1 日
外國貿易統計のため決定した為替相場に依
リルーピルに換算セリ。

1918 年より 1915 年九月に至る期間に於ける
数字は蘇聯歐洲國境に於ける對外貿易を示す。
又爾餘の期間は蘇聯全國境に於ける貿易を示す
※第一次世界大戦補入

商品名	1909-13 年平均	1930 年	1931年 1月-9月	1936	1934 (1937)	1937
木 材	635.5	22	5.9	65.6	358.2	320.8
石 油	160.7	0.0	0.3	87.0	155.6	107.7
皮革製品	81.7	0.0	11.3	32.0	155.1	139.4
亞麻綿紡糸 及織物	3443.8	1.9	5.2	91.7	90.6	43.4
綿紡糸 、綿織物	1117.1	—	0.0	75.2	44.1	36.7
化學製品	48.2	0.1	0.7	47.5	47.7	39.3
金屬鉱石	64.1	—	0.2	57.9	21.3	38.6
金屬及 金屬製品	48.5	—	0.0	31.9	42.7	34.2
機 械	12.6	—	0.0	31.4	26.2	42.3
石 炭	11.2	—	—	42.6	42.8	26.8
穀物(8種)	2619.7	0.9	0.1	61.7	35.7	95.9
牛 潤	292.8	—	0.0	43.0	42.1	24.4
砂 糖	149.3	0.0	0.1	25.9	32.1	29.2
魚及貝類	35.8	0.1	0.0	12.2	7.4	9.0

注意

(金表英
1913年
評價計算
賃餘カ表
1913年
價格に依
外國貿易
リル→ブル
1918年以
数字は穀
文爾餘カ
※誤一誤

主要商品別輸出統計

(1920 —— 1937年)

單位百萬ルーピア

商品名	1907-13 年平均	1920 年	1921年 1月-9月	1921-22	1922-23	1923-24	1924-25	1925-26	1926-27	1927-28 10月-12月	1928年 10月-12月	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936 (7月)	1937 (7月)		
木 材	635.5	22	5.9	54.7	96.6	211.4	318.8	255.1	349.4	411.3	154.1	628.0	943.5	397.5	352.1	336.1	571.1	365.6	358.4	330.9	636.1	
石 油	160.7	0.0	0.3	44.3	46.0	174.3	291.8	332.1	390.8	468.1	132.5	62.4.2	681.9	506.6	449.8	331.4	261.1	187.0	155.6	107.7		
皮革製品	81.7	0.0	11.3	7.7	42.2	81.2	291.8	303.5	377.1	522.6	76.5	467.0	336.6	246.2	185.3	168.9	141.3	132.0	105.1	109.1		
亞麻繩索 及鐵物	343.8	1.9	5.1	110.3	28.5	38.7	221.1	201.9	92.0	118.4	28.2	322.6	155.0	45.4	100.4	97.1	95.3	91.4	80.6	43.4		
絲織織物	114.1	—	0.4	3.3	10	3.0	23.2	64.4	92.6	218.6	61.3	195.1	205.5	203.1	226.4	136.8	108.0	75.2	44.1	56.9		
化學製品	48.2	0.1	0.7	3.6	10.5	15.7	28.8	33.9	16.4	60.4	24.7	103.5	74.4	41.5	59.0	64.8	45.8	44.5	47.7	39.3		
金屬礦石	64.1	—	0.2	1.8	2.9	29.0	86.4	99.5	124.8	90.0	23.1	121.1	78.8	81.1	211.8	31.6	41.9	57.9	41.3	34.6		
金屬及 金屬製品	48.5	—	0.0	19.3	20.1	23.3	17.8	23.5	36.5	28.1	9.2	314.9	40.2	28.6	27.4	30.8	30.5	31.4	48.7	34.1		
機 械	12.6	—	0.2	0.4	1.2	1.7	9.1	4.1	3.1	4.0	1.4	10.9	10.5	20.0	21.3	20.1	27.3	31.4	26.2	42.3		
石 炭	44.2	—	—	0.3	0.0	4.0	18.2	24.4	21.7	17.4	7.6	54.3	73.5	62.1	54.5	45.5	44.0	42.6	48.8	26.8		
穀物(8種)	1619.4	0.9	0.1	0.0	162.5	205.7	208.1	171.1	342.0	114.17	0.0	113.9	88.24	658.9	228.1	146.3	83.6	161.7	35.7	95.9	254.6	
牛 脂	242.8	—	0.0	0.0	14.4	90.4	120.8	135.2	150.0	191.8	24.2	135.8	48.0	56.4	67.5	53.5	34.5	43.0	42.1	24.7	38.1	
砂 糖	199.3	0.0	0.1	0.8	0.0	13.9	61.3	83.1	136.6	149.7	31.6	130.5	118.3	143.1	56.1	24.3	20.0	25.9	33.1	24.2		
魚及肉	35.8	0.1	0.0	3.9	4.4	29.6	59.8	16.3	42.8	57.7	19.7	22.5	69.5	19.1	27.3	23.6	14.4	12.2	7.4	7.0		

(3)

商品名 年月別	重慶西貢別種輸入統計 (1920—1937年)															1937 9月							
	1929.13 1929	1929.14 1929	1929.15 1929	1929.16 1929	1929.17 1929	1929.18 1929	1929.19 1929	1929.20 1929	1929.21 1929	1929.22 1929	1929.23 1929	1929.24 1929	1929.25 1929	1929.26 1929	1929.27 1929	1929.28 1929	1929.29 1929	1929.30 1929	1929.31 1929	1929.32 1929	1929.33 1929	1929.34 1929	1929.35 1929
機械器具 機器分類	163.2	3.1	36.5	228.3	77.3	107.5	203.6	124.4	474.7	132.1	158.4	611.2	1368.0	1842.5	1392.1	603.4	242.2	122.2	431.9	254.1			
機器器具 機器分類	63.3	1.6	8.8	23.1	24.5	27.2	52.3	93.6	109.5	207.9	44.8	118.7	213.5	234.2	285.4	84.8	38.9	20.7	59.1	35.6			
機器器具 機器分類	29.5	0.1	1.1	5.9	8.9	7.1	34.4	47.0	34.6	70.6	14.4	73.1	61.0	65.2	53.1	211.9	11.1	15.5	28.6	15.9			
有色金屬	133.1	2.7	16.0	7.2	16.6	41.6	32.7	129.9	199.0	236.2	46.7	260.8	236.4	215.8	128.2	95.2	95.6	119.5	157.2	210.2			
鐵	36.8	0.9	33.9	11.2	1.3	3.3	16.6	45.4	47.3	73.6	34.3	141.7	310.0	315.6	311.4	208.1	113.8	160.1	78.3	57.9			
工	145.6	—	1.9	15.3	34.5	33.4	36.8	114.9	103.3	105.6	9.2	50.2	60.0	60.8	33.7	22.0	72.2	62.3	60.5	57.3			
羊毛	225.6	0.6	0.2	0.1	7.1	45.4	204.9	181.4	224.2	272.0	85.9	300.2	154.4	141.0	105.1	94.1	51.9	62.4	61.0	63.6			
綿	443.3	—	1.3	0.1	75.9	219.6	586.2	515.9	591.5	645.5	143.5	513.6	245.2	174.7	41.2	43.4	28.3	71.2	23.9	24.8			
黃麻	53.6	—	—	0.0	3.1	14.7	22.2	38.9	31.9	7.9	55.6	33.8	75.2	41	51.4	3.8	11.5	11.1	9.3				
鞣劑	29.11	0.4	1.6	2.11	11.1	13.3	38.6	50.2	53.1	68.9	13.6	29.1	30.0	1.6	2.9	0.8	0.1	0.1	0.0	0.0			
植物染料	60.3	0.3	0.9	6.1	24.9	41.0	36.1	74.1	48.4	51.4	7.0	30.3	16.8	5.4	4.8	4.1	9.1	10.0	11.6	4.3			
動物皮毛 半制毛	52.3	0.3	0.9	4.2	12.3	11.4	30.3	63.1	34.1	42.2	12.1	70.7	114.3	164.5	36.8	13.3	7.4	51.9	52	1.5			
農業機械 工具半制毛	174.5	7.3	45.0	15.44	5.3	14.3	74.1	140.5	73.3	62.3	11.3	124.0	167.4	115.1	3.4	0.6	0.2	0.2	0.4	0.1			
工具半制毛 及其它半制毛	—	—	0.2	0.5	3.3	2.4	38.7	53.7	36.1	45.8	2.1	152.6	513.5	311.8	1.5	10.5	3.4	0.4	0.2	0.2			

蘇聯農互業生產品輸出表 (單位百萬ルーブル)													
	1909-13 年平均	1913	1918	1919	1920	1921-22 1月-6月	1922-23	1923-24	1924-25	1925-26	1926-27		
輸出總額	6513.9	6596.4	35.5	0.4	6.1	43.6	277.9	583.4	1621.1	2437.3	2763.6	3417.4	
%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
農產物	4601.8	4465.3	21.2	0.4	3.1	31.8	138.5	361.6	1032.8	1366.1	1943.0	1955.2	
%	70.6	64.9	59.4	100	55.7	92.9	49.8	62.0	62.9	55.8	59.8	54.2	
互業製品	1912.1	2131.7	104.3	0.0	2.1	11.8	137.4	221.8	603.3	1081.2	1170.6	1462.2	
%	29.4	32.3	40.3	0.0	34.3	27.1	50.2	38.0	37.1	44.2	40.2	42.9	

	1924-28 10月-12月	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938
輸出總額	3424.1	948.3	1045.8	42539.3	35533.1	2518.2	2167.5	1802.4	1604.3	1359.1	1218.5	
%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
農產物	1546.4	371.2	1542.1	1899.0	1249.1	803.4	623.9	521.3	449.9	375.4	341.1	
%	41.0	41.2	38.8	41.8	42.1	31.9	28.4	28.0	26.7	20.3	21.0	
互業製品	1847.7	554.1	2473.4	2440.3	2054.0	1914.4	1543.6	1311.1	1179.4	1013.7	899.4	
%	54.0	53.8	61.2	58.2	57.9	63.1	71.2	71.6	73.3	73.7	72.0	